

薩摩川内市長交際費支出基準

(趣旨)

第1条 この基準は、行政の円滑な執行を図るため、市長等が市を代表して行う外部の個人又は団体との交際に要する経費（以下「交際費」という。）に関し、その支出基準を定めるものとする。

(支出先)

第2条 交際費の支出先となる個人又は団体は、次に掲げるものとする。

- (1) 薩摩川内市の事務事業と直接かつ密接な関係にあるもの
- (2) 薩摩川内市政の伸展に功績があったもの
- (3) 災害、事故等があったもの
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるもの

(支出区分等)

第3条 交際費の支出区分、支出内容及び支出額は、次の表のとおりとする。

支出区分	支出内容	支出額
会費	会費制で開催される懇親会、祝賀会等の参加に係る経費	会費相当額
慶祝	慶事及び総会並びに各種行事等のお祝いに係る経費	別表第1に定める額
弔慰	葬儀、法要等における香典、供花等に係る経費	別表第2に定める額
見舞い	病気、災害、事故等の見舞いに係る経費	別表第2に定める額
渉外	市政運営上必要な訪問、来客時等土産代に係る経費	1万円以内
贈答	国際交流又は友好都市、郷土会その他の市政運営に関わりの深い外部団体若しくは個人に対する贈答品・記念品代に係る経費	3万円以内
賛助	公益性が高く趣旨に賛同できるカンパ等に係る経費	1万円以内
餞別	全国大会等に出場する個人、団体への餞別に係る経費（ただし、本市又は本市教育委員会から奨励金及び旅費等が支給される場合を除く。）	2万円以内
その他	市長、副市長の公用名刺印刷費	実費
	市長が特に必要と認める経費	社会通念上妥当と認められる範囲の額

第4条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この基準は、平成22年4月1日から施行する。

この基準は、平成27年4月1日から施行する。

この基準は、令和3年4月1日から施行する。